

○保育の必要量に応じた区分

認定区分	基本保育時間
1号認定	教育標準時間認定 1日4時間(4時間以上は預かり保育になります)
2号認定	保育標準時間 1日最大11時間まで(就労の場合、「月120時間以上」の勤務)
3号認定	保育短時間 1日最大8時間まで(就労の場合、「月64時間以上」の勤務)

○保育を必要とする理由

認定事由	保育を必要とする事由
1 就 労	就労時間が月64時間以上の労働に従事している場合(※1) フルタイムのほか、パートタイム、自営、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
2 妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がない場合(※2)
3 疾病・障害	保護者の疾病、負傷または心身の障害のためその児童を保育できない場合
4 介護・看護	同居親族を常時介護、または看護している場合
5 災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあっている場合
6 求職活動	求職活動を継続的に行っている場合(起業準備を含む)(※3)
7 就 学	学校に在学している、または職業訓練を受けている場合
8 虐待・DV	虐待やDVの被害を受けている(おそれがある)場合
9 育児休業 (保育所利用中に該当の場合)	育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合(原則、3歳以上児のみ ※4)
10 そ の 他	上記に類する状態として町長が認めたとき

※1 3歳未満児(3号認定)月16日以上×1日4時間以上の就労条件を満たすことが必要です。

※2 入園期間は、出産予定月の前後各2か月以内です。

※3 入園後3か月以内に就労し、在職証明書などの提出がない場合、認定こども園に入所している3歳以上児は2号認定から1号認定に変更、3歳未満児は退園となります。保育所の場合は、年齢に関わらず1号認定児童は退園となります。

※4 育児休業中の場合は、その児童を家庭で保育することができるため、原則入園の対象にはなりません。ただし、保護者が育児休業を取得することになった時に、既に保育園に入園していた子どもについては、次年度に小学校入学を控えるなど子どもの発達上環境の変化に配慮する必要がある場合や、保護者の健康状態など、児童福祉の観点から必要と認めるときは、継続利用が可能となる場合があります。

